

政党助成法施行条例をここに公布する。

令和 7 年12月22日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第82号

政党助成法施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、政党助成法（平成 6 年法律第 5 号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(費用負担)

第 2 条 政党助成法第32条第 5 項の規定に基づき同条第 3 項に規定する都道府県提出文書の写しの交付の請求をし、当該写しの交付を受ける者は、選挙管理委員会が定める額の当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

(補則)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。